

保護者各位

尚綱学院高等学校
校長 庄司 賢三

高等学校等就学支援金の加算支給について

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、高等学校等就学支援金について、本年度（2012年7月～2013年6月分）の加算申請の受付を行います。保護者全員の平成24年度（平成23年分）の課税・非課税証明書、もしくは生活保護受給証明書を加算届出書とともに新たに提出いただく必要がございます。

事務室より届出書を受け取り、7月24日（火）までに必要書類と共にご提出下さい。

なお、本校取扱いの別制度のためにすでに課税証明書・非課税証明書を提出されている場合は、届出書提出時にその旨をお知らせください。

ご多忙とは存じますが、趣旨ご理解の上、よろしく願いいたします。

※※6月迄対象となっていた方は、今回対象とならなくとも全員提出ください。

今回の加算届けは「2012年7月～2013年6月」分です

【対象者】

①両親とも市町村民税の所得割額が非課税の場合（加算額 9,900 円）

②両親の市町村民税の所得割額の合算が 18,900 円に (1) (2) の合計を加えた額未満（加算額 4,950 円）

(1) 16歳未満の扶養親族の数×21,300円

(2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※年齢は平成23年12月31日現在。

【早見表】（H24.7～H25.6分の加算の基準）

19歳未満の扶養親族の数（H5.1.2以降生まれ）	基準額 （市町村民税所得割額）		
	うち16歳未満 （H8.1.2以降生まれ）	うち16歳以上19歳未満 （H5.1.2～H8.1.1生まれ）	
1人	0人	1人	30,000円未満
	1人	0人	40,200円未満
2人	0人	2人	41,100円未満
	1人	1人	51,300円未満
	2人	0人	61,500円未満
3人	0人	3人	52,200円未満
	1人	2人	62,400円未満
	2人	1人	72,600円未満
	3人	0人	82,800円未満

※保護者が両親以外の場合はその者の所得割額によります。

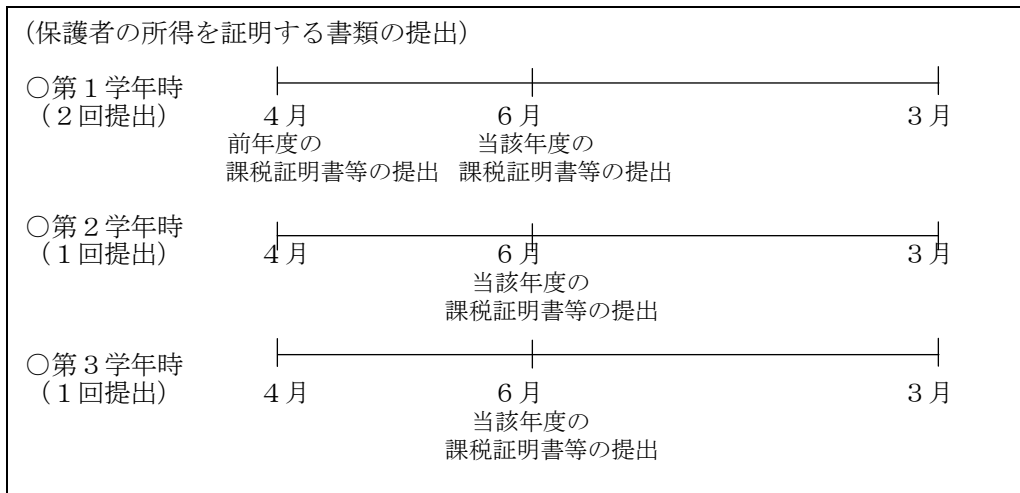
【提出書類】

1. 加算届出書 (事務室より受取)
2. 保護者全員分の課税証明書または非課税証明書 (全部事項証明) もしくは生活保護受給証明書 (各自治体窓口発行)
※課税証明書は扶養親族の数の確認のため記載の省略などをしない全部事項証明が必要です
3. 19歳未満の扶養親族に関する申立書 (事務室より受取)
4. 健康保険証の写し (3.に記載する扶養親族の人数分)

【提出期限】

7月24日(火)までに本校事務室に提出してください。

【加算届けに関する書類提出イメージ】



なお、高校1年生の4~6月分の加算については、7月中に決定通知を発送し、その後学費口座にお振込させていただきます。

本件に関するお問い合わせ
尚綱学院高等学校 事務室
電話：022 - 264 - 5881
就学支援金担当/佐々木真也